

北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新技術、新製品等の研究開発事業を行う中小企業者又は中小企業団体に対して予算の範囲内で助成金を交付することにより、中小企業の技術開発力の向上及び技術集約型産業への転換を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「中小企業団体」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体をいう。

(助成金の交付)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、新技術、新製品等の研究開発事業（以下「助成事業」という。）を行う中小企業者又は中小企業団体のうち、別表第1に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

2 当該助成事業に要する経費のうち市長が認めるもの（以下「助成対象経費」という。）及び助成対象者に交付する助成限度額等については、市長が別に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする中小企業者又は中小企業団体（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定による助成金の交付決定を受けて助成事業を行う者は（以下「助成事業者」という。）は、助成事業が完了したときは、20日以内に助成事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第7条 市長は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、審査のうえ、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止・廃止)

第8条 助成事業者は、助成事業を中止・廃止しようとするときは、事業中止・廃止申請書をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項で中止の承認を受けた助成事業者は、ただちに中止までの研究開発の進捗状況をまとめ助成事業実績報告書を提出するとともに、精算し残額を返還するものとする。また、未着手のまま廃止の承認を受けた助成事業者は全額を返還するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、助成事業者が別表第1に定める要件を満たさないものと認め

る場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定の取消によって、当該交付決定を取り消された中小企業者又は中小企業団体に損害が生じた場合、市は賠償の責めを負わない。

(規則との関係)

第10条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、産業経済局長が別に定める。(電子情報処理組織による申請等)

第12条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、平成18年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に行われる助成事業から適用する。

北九州市中小企業技術開発助成金交付要綱（別表第1）

事業名	対象者要件
中小企業技術開発振興助成金	<p>(1) 市内に事務所又は事業所を有する者（これから設置する予定の者を含む）で、助成事業を市内で行う者</p> <p>(2) 市税を滞納していない者</p> <p>(3) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと</p> <p>(5) 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</p>